

函館市監査公表第27号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年9月27日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 瞳 子

函 病  
令和4年(2022年)9月13日

措置通知書

函館市監査委員様

函館市長 工藤壽樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部局名	病院局					
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）					
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日			
監査項目等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて 勧告事項、指摘事項、意見					
(監査意見)						
ア 受払いの管理について (ア) 払出し時の確認について 郵便切手等の払出し時の確認について、郵便切手等の払出し時の受払簿への記録や確認に係る事務において、当該使用者が一人で受払簿への記録や確認を行っている状況が見受けられた。 当該事務に当たっては、事務的ミスや紛失、盗難・不正使用等を未然に防ぎ、その発生を最小限に抑えるためにも、当該使用者とは別の職員が確認を行う事務処理に改められたい。						
措置内容、対応・考え方 切手の払出しにあたっては、使用者および使用者とは別の職員の2名により実施確認するよう事務処理を改めております。						

函 病  
令和4年(2022年)9月13日

措置通知書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部局名	病院局					
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）					
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日			
監査項目等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて					
勧告事項、指摘事項、意見						
(監査意見)						
イ 郵便切手の使用について (イ) 後納郵便等の利用について 後納郵便等の利用について 郵便切手の使用について、文書取扱規則第27条には、郵便切手を使用しない後納郵便等による発送の原則が規定されているが、文書取扱規則の認識不足、郵便切手の貼付による発送が常態化していることなどにより、後納郵便等を利用していない状況が見受けられた。 郵便切手の使用については、資金前渡の現金による購入や郵便切手を安全に保管しなければならないリスク、受払簿への記録、郵便切手の封筒への貼付などに要する業務量等を比較し、後納郵便等の積極的な活用に改められたい。						
措置内容、対応・考え方 令4年4月25日に後納郵便の契約を締結しており、現在保有している切手の在庫が無くなり次第、後納郵便による発送に改めてまいります。						

函 病  
令和4年(2022年)9月13日

措 置 通 知 書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	病院局					
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）					
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日			
監査項目等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて					
勧告事項、指摘事項、意見						
(監査意見)						
イ 郵便切手の使用について						
(エ) 郵便切手の調達について						
郵便切手の調達について、基本的に調達した分は、調達した年度内に使用されるべきであるが、年度末（3月中）に調達が集中し、予算執行上好ましくない状況が見受けられた。						
調達に当たっては、年度中の必要数量や使用時期を的確に把握のうえ、計画的に調達し、繰越し分の縮減に務めるとともに、適切な予算額の計上および予算執行に努められたい。						
措置内容、対応・考え方						
令和4年度から必要に応じて計画的に切手を調達するよう改め、繰越し分の縮減に努めています。						
また、令和5年度の予算編成時は、適切な予算額の計上に努めてまいります。						